

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画変更認可申請に係る面談

2. 日時：令和2年3月24日(火)14時00分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、

堀内安全審査官、内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他3名

5. 要旨

○原子力機構から、令和2年2月17日の第27回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合（以下「監視チーム会合」という。）における指摘を踏まえて、審査中の廃止措置計画変更認可申請（模擬燃料体の部分装荷）に係る補正の内容について、資料を用いて説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通り伝えた。

（補正書の構成について）

- ・一般的に申請書の構成は、先ず本文において、基本的な方針が記載されていることが必要であり、あくまでも本文を補完する文書として添付書類や別添は位置付けられる。

このため、補正においては、本文、添付書類、別添といった補正書を構成する文書それぞれの記載事項を整理し、適切な構成とすること。

（補正の内容について）

- ・模擬燃料体の装荷体数（装荷位置）については、本文で十分に説明をすることが必要である。このため、文章で記載しても差し支えないが、内容が複雑となるのであれば、炉心構成要素の配置図を本文に記載するなど、いずれにせよ変更後の配置が特定できる記載とすること。この本文の記載を踏まえて、添付書類等で模擬燃料体の部分装荷の方法、手順などの具体的な事項を記載すること。
- ・従前の監視チーム会合等における機構の説明では、模擬燃料体の装荷体数の削減に係る目的として、「廃棄物発生量の低減」を目的とすると説明を受けてきたが、今回の補正の理由では、当該廃棄物に係る記載が見当たらない。今回の変更によって廃棄物の発生量に影響があるのであれば、本文の廃棄物に係る記載について、影響を踏まえた内容に変更すること。
- ・影響評価の視点の記載において、「燃料取出し機能」の用語が使われているが、ここで言う「機能」については、廃止措置計画における性能維持施設の「維持機能」と混同するおそれがある。このため、相互の関係を整理し、必要に応じて用語の使

い分けを行うことを検討すること。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1： 案 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正  
前後比較表

資料2：模擬燃料体の部分装荷に係るコメント一覧